
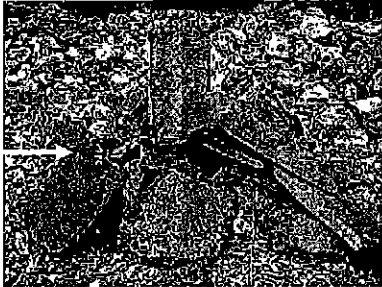




復命書

	課長	課長代理	室員
供覧	[Redacted]		[Redacted]
出張者職氏名	不法投棄対策班 東部健康福祉センター [Redacted]		
年月日	平成 22 年 4 月 13 日 14:20~15:30		
出張先	[Redacted] 建物解体現場 (熱海市日金町) 及び宅地造成現場 (熱海市伊豆山)		
用件	[Redacted] による不適正保管 現場調査		
内容	<p>1 概要</p> <p>[Redacted] による不適正保管の状況把握のため、熱海市日金町他に立ち入り調査を行った。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 伊豆山宅地造成現場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回調査 (平成 22 年 1 月) 以降、アスファルトが持ち込まれた模様だが、それ以外は目立った状況変化なし。 ([Redacted] 談) <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>(2) 伊豆山残土処分場</p> <p>【施工業者の [Redacted] 関連会社) 社員から聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 月末を目途に土砂崩壊・流出防止工事を完成予定。 ・ 下流の漁協に配慮して工事を実施している。 ・ 宅地造成地への廃棄物持込は、神奈川県方面からのようだ。最近、2 回程ダンプに会い、その運転手から [Redacted] の荷物 (廃棄物) だと聞いた。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: right;">(裏面へ続く)</p>		

上記のとおり復命します。

平成 22 年 4 月 14 日

廃棄物リサイクル課長 様

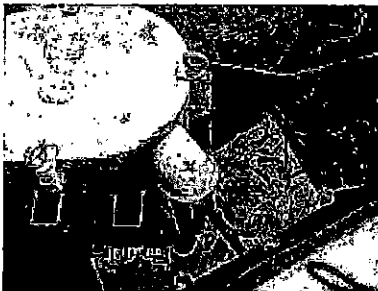
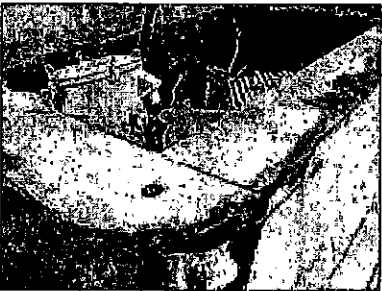
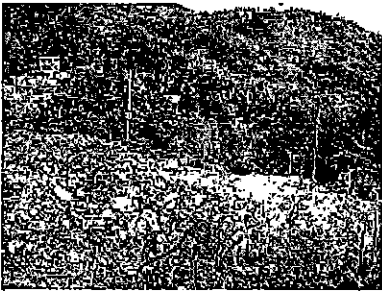
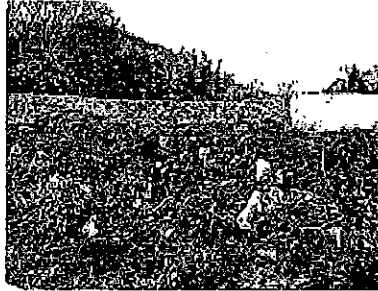
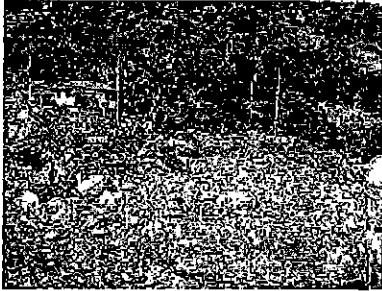
廃棄物リサイクル課 [Redacted]

復命書

(3) 日金町解体現場

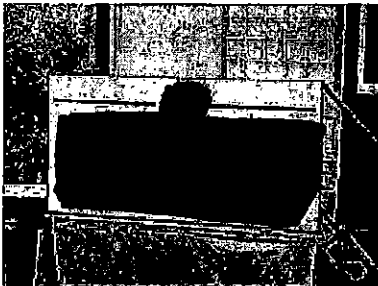
【

- ・前回調査(平成22年1月)から状況の変化なし。
- ・土地所有者、解体工事発注者、同工事受注者及び工事代金負担者がそれぞれ異なり権利関係が複雑である。
- ・関係者が「がれきを(不適正)保管しているのは」と主張しているが、同社が関係していることを裏付ける書面がないため、撤去指導が困難である。
- ・は「崩壊の危険はない」と主張しているため、この主張を崩すためにも支障調査を行い、調査結果をもって撤去指導をしたい。

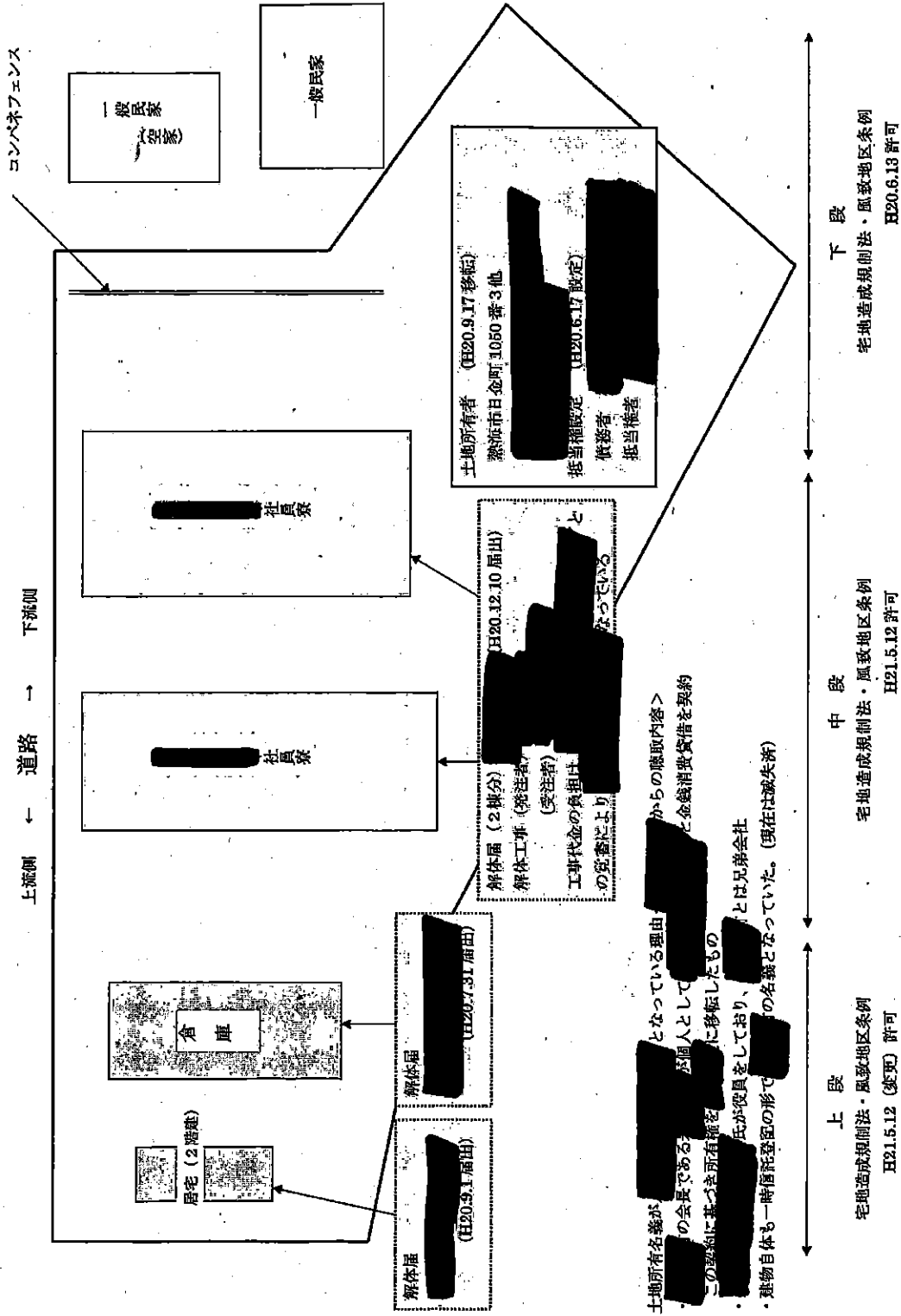


(4) 日金町解体現場付近

野焼きを発見し、東部健康福祉センターが指導を行った。



日金町解体現場の概要



日金町解体工事関係者(社員寮分)

登記簿上の名義人		解体工事請負契約		解体届	宅地造成規制法許可
土地	[Redacted]	発注者	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
建物(滅失済)	[Redacted]	受注者	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

「XXXXXXXXXX」指導等経緯一覧

* 場所の記載がないものは、日金町の現場を指す。

年月日	項目	内容
H20.06.13	許可	・下段部分の宅地造成等規正法、風致地区条例の許可
H20.07.31	解体届	・ XXXXXXXXXX は、上段の倉庫の解体届（市は同日受付）
H20.09.01	解体届	・ XXXXXXXXXX は、上段の住宅の解体届（市は10/16受付）
H20.09.25	許可	・上段部分の風致地区条例の許可
H20.09.26	条例関係	・熱海市は、まちづくり条例の審査基準適合通知
H20.09.30	覚書	・ XXXXXXXXXX が覚書締結 ① XXXXXXXXXX の費用負担で、H21年3月31日までに社員寮の解体、撤去、滅失登記する ② 不履行の際は、社員寮及び土地を XXXXXXXXXX に引き渡す。それ以降は、 XXXXXXXXXX の費用負担で解体、撤去、滅失登記する
H20.12.10	解体届	・ XXXXXXXXXX は、下段の社員寮の解体届（市は同日受付） ・字体は、 XXXXXXXXXX の届と同一
H20.12		熱海土木事務所から野焼きの通報、現地調査
H21.02.02	通報	・東部健福へ、熱海市役所から伊豆山の不適正処理疑いが通報 ・不適正保管を繰り返し、熱海市及び東部農林事務所が、再三是正指導をしているが、指導に従わないため、東部健福へ指導の依頼
H21.02.05	現地調査	・東部健福は、熱海市及び頭部農林とともに現場の確認 ・伊豆山の現場では、がれき類と繊維くずが山積みになっている ① H21年の年明け以降、急激に廃棄物が増えたとのこと ② がれきの排出元は、日金町の社員寮解体工事のもの ・日金町の現場（解体工事中）に立ち入り、責任者の XXXXXXXXXX から事情を聞く ① 解体施工業者は XXXXXXXXXX 事業主は XXXXXXXXXX ② 解体物は、現地在狭いため、指示どおり伊豆山に運び一時保管
H21.02.06	滅失登記	社員寮建物の滅失登記
H21.02.13	聴取	・東部健福、東部農林及び熱海市は、熱海市役所に XXXXXXXXXX （ XXXXXXXXXX ）を呼び、事情を聞く。 ① 社員寮（ XXXXXXXXXX 所有）を解体し更地にして売却する ② 解体工事は、建り法に基づき熱海土木へ届出済み ③ 日金の現場は時間がないため、伊豆山へ運搬 ④ コンクリがらは自社か委託により破碎し再生骨材とする ・東部健福は次を指導 ① 廃棄物処理計画書を、健福と市へ提出すること ② 廃棄物運搬車両に表示をすること ③ 伊豆山の保管場所に囲いと表示を設置すること ・ XXXXXXXXXX は、これを了解し、解体工事は3月中旬を目途に整理するとのこと
H21.03.02	計画送付	・東部健福へ XXXXXXXXXX から伊豆山の廃棄物撤去計画案の送付
H21.03.05	修正指示	・東部健福は XXXXXXXXXX へ、撤去計画案の様式が異なるとして、記載例を添えて修正を指示
H21.03.26	修正指示	・東部健福は XXXXXXXXXX へ、再提出された撤去計画案の記載追加を指示
H21.04.03	処理計画	・東部健福は、 XXXXXXXXXX の廃棄物撤去計画を受理 ① 日金町の社員寮は自主施工で、伊豆山まで自社運搬 ② コンクリは再生利用、繊維くず等は一般廃棄物処理施設へ ③ 伊豆山は、仮置き

H21.04.08	電 話	<ul style="list-style-type: none"> ・東部健福は、提出された産業廃棄物処理計画について、[REDACTED]へ電話で確認 ・撤去時期は未定、一般廃棄物は分別し処理は市へ、産業廃棄物は業者を探し処理すること
H21.05.12	許 可	中段部分の宅地造成等規正法、風致地区条例の許可
H21.05.12	許 可	上段部分の宅地造成等規正法の許可、風致地区条例の変更許可
H21.05.12	発 見 (現地調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・東部健福は、H21年2月県土木事務所の通報により伊豆山の不適正処理疑いの指導を実施中、日金町の現場で建物解体に伴う廃棄物が放置されたまま工事が中断していることを発見
H21.05.14	打 合 せ	<ul style="list-style-type: none"> ・東部健福は、熱海市と情報交換 ・事業主体 <ul style="list-style-type: none"> ① 解体届では、上段2棟が[REDACTED]、下段2棟が[REDACTED] ② 実質的には、[REDACTED]が解体、宅地造成、分譲を実施 ・事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ① 熱海市はH20年6月に宅地造成等規正法、県風致地区条例の許可 ② H20年9月、上段部分の宅地造成の変更手続き ③ 工期はH21年6月13日 ・事業の進展見込み <ul style="list-style-type: none"> ① 重機は、[REDACTED]を通じて[REDACTED]からリース。代金未払いのため、重機は引上げ ② 買主が現れるまで現場が放置される可能性が高い ・近隣住民 <ul style="list-style-type: none"> ① 現場の下側の2軒から不安の申出あり ② 造成工事中のトラブルで警察にも相談 ・市の対応 <ul style="list-style-type: none"> ① 簡易なコンパネの防止柵の設置を指導。柵が傾いたため、5月1日に指示し、補修された ② がれきについて、宅造法による指導は難しい ③ 風致地区条例、まちづくり条例による指導は困難 ・がれきの搬出は再三指導。4月までわずかに搬出。現在、中断
H21.05.14	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・東部健福は、日金町及び伊豆山の現地調査
H21.05.20	聴 取	<ul style="list-style-type: none"> ・解体届の名義人である[REDACTED]から電話で聴取 <ul style="list-style-type: none"> ① 現地の名義は[REDACTED]に対する譲渡担保で名義を移した。貸付金の返済があれば戻す ② 解体工事に[REDACTED]は関わっていない。工事は[REDACTED]又はその請負会社を実施 ③ 解体届は、[REDACTED]が印を押してくれと持ってきた。自社解体となっていることは知らなかった ・[REDACTED]から造成工事中断は聞いた。解体ガラは残っていないと思った
H21.05.28	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・東部健福は、現地調査 ・現地は、前回と変化なし。関係者不在、重機類もなし ・住民 [REDACTED] から聴取り <ul style="list-style-type: none"> ① ひどい造成工事で、基礎は残したまま、ふとんやがれきを埋めた ② 盛土した所へがれきを積み上げ、30~50cm覆土 ・伊豆山へは2トントラックで2日間運んだだけ
H21.05.28	聴 取	<ul style="list-style-type: none"> ・東部健福は、[REDACTED]を熱海市役所へ呼び、聴取 ・熱海市は、次の事項を文書で提示 <ul style="list-style-type: none"> ① がれきの早期搬出、できなければ崩落防止の措置 ② 下部のフェンス補修 ③ 現場の建設道具、資材の片付け ④ 造成工事の状況の地元住民への説明

		<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 造成工事の早期完成 ・ 東部健福の質問に、[redacted] 回答 ① 造成工事の主体と実施者は、[redacted]。届けは [redacted] に名義を借りただけ ② 伊豆山へのがれき運搬は、[redacted] すべてを伊豆山に運び、選別して処理する ③ 工事が中断は、重機が引き上げられたため ④ 現場には約 500 m³のがれきが残っている。伊豆山には約 800 m³を運んだ ⑥ 現場は危険とは考えていない。下側の [redacted] さんには説明済み ・ [redacted] は次のとおり発言 ① 伊豆山にガラパゴスを設置し再生材としたいと提案したが、役所から止められた ・ ガラパゴス設置を認めてくれれば、直ぐでもがれきの撤去はできる
H21.05.29	現地調査	・ 廃り室は「パトロール強化の日」として、東部健福と現地確認
H21.06.01	情報提供	・ 廃り室は、警察本部及び熱海署へ情報提供
H21.06.04	打合せ	・ 東部健福は、熱海市と打合せ
H21.06.05	空中監視	・ 県警航空隊は廃り室の依頼を受け、現地をヘリで監視
H21.06.08	照会回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ [redacted] から東部健福へ回答 ・ 変圧器に PCB 混入の可能性はないが、油交換の可能性があり確認が必要
H21.06.11	照会回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ [redacted] から東部健福へ回答 ・ 変圧器に微量 PCB が混入の可能性があるので、確認が必要
H21.06.18	話合い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部健福は、[redacted] から熱海市に対して申し出のあった話合いに出席。[redacted] も同席。 ・ [redacted] の工事への関り ① 当社は、社員寮の地上部分のみ解体を請負。基礎の解体と廃棄物処理は業務に入っていない。 ② しかし、基礎を建物と分離できず、当社が約 85%を実施。残りは、[redacted] が行ったと思う ③ 発注者は [redacted] で [redacted] は当該契約の立会者 ④ 請負代金の支払は [redacted] ⑤ 契約 H20 年 12 月 1 日、工期は H21 年 2 月 25 日 ⑥ [redacted] は、解体と造成工事の総合監理者 ⑦ 当社は基礎の解体工事の ⑧ 上部の木造建物の解体は、[redacted] が請け負った ⑨ 工事代金が滞り、また工事内容、特に防災関係に疑問があり、この 2 月に工事から撤退。4 月に重機を引き上げ ⑩ 残余工事は、[redacted] へ指示 ・ 廃棄物処理 ① 解体廃棄物は伊豆山への運搬は [redacted] が実施。日金町では処理しないと地元住民と合意。 ② 伊豆山でガラパゴスで破砕し道路下層路盤にするというが、市道移管されるため碎石の許可をもつての破砕物でなければならない ③ 当社が、建物内の冷蔵庫、ふとんなどの処理を行った。後のことを考え写真を撮ってある ④ 当社の工事でがれき等廃棄物を土で覆ったことはない。地元からの話もあり、掘って確認もした ・ 今後の工事見込み ① 買い手が見つかるまで、工事未了のまま放置の可能性大 ② 当社は、[redacted] の多額の未収金あり ③ 崩落の危険除去のためには、がれきを移動させることで、それほど

		機関も費用もかからない
H21.06.29	聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・東部健福は、[redacted]を訪問し、聞き取り ・[redacted]の関り <ol style="list-style-type: none"> ① 解体、宅地造成工事には、書類上名前は出ているが、関りはない ② 解体届は、知らない。印鑑も代表者印でない。 ③ [redacted]がH20年6月17日に[redacted]に貸し付け、これに基づき土地名義を[redacted]とした。 ④ 建物は、信託登記で[redacted]にした。半年以内に取り壊さないと元の所有者に戻るため、[redacted]がやらないので、[redacted]が取り壊させた。 ・解体届 <ol style="list-style-type: none"> ① 当社が解体工事の発注者となっていることは知っている ② [redacted]が、[redacted]を支払ったが、[redacted]への貸付金と考えている。[redacted]は[redacted]が直接支払う。 ③ 覚書のとおり、解体・撤去・建物滅失登記は[redacted]の費用負担で行う ・廃棄物の撤去責任 <ol style="list-style-type: none"> ① 土地の登記は[redacted]だが、名義人となっているだけで、自分が撤去指導を受けたり、[redacted]と所有権を確定させ対応 ・[redacted]が電話した[redacted]から、工事の責任者は同社である旨、聴き取った。
H21.07.14	打合せ	・廃り室と東部健福は打合せ
H21.07.15	打合せ	・廃り室は、県警へ今後の対応を相談
H21.07.24	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・廃り室は、[redacted]の所在を[redacted]に確認 ・[redacted]あり。事務所前に監視カメラ(2基)を確認
H21.08.20		<ul style="list-style-type: none"> ・東部健福へ熱海市から電話連絡 ・明日会うはずの[redacted]と連絡が取れず、面会できない
H21.08.27	18条報告	<ul style="list-style-type: none"> ・東部健福は、[redacted]へ18条報告を求める(報告期限; 9月10日)
H21.08.27	指導票	<ul style="list-style-type: none"> ・東部健福は、[redacted]へ指導票を作成 <ol style="list-style-type: none"> ① がれき類は不適正処分と認められるので早急・適切に処理すること ② 当該廃棄物を処理する予定がある場合は、処理方法等処理計画を作成し報告すること(期限; 9月30日) ・東部健福は、伊豆山での破碎について指導票を交付 <ol style="list-style-type: none"> ① 移動式破碎機は、条件付で許可不要として認める ② 条件としては、自社物に限定、破碎物の品質など
H21.08.27	呼び出し(指導票)	<ul style="list-style-type: none"> ・東部健福は、[redacted]を熱海市へ呼び、上記の18条報告通知及び指導票を手交 ・移動式破碎機は、自社物処理以外は無許可となる旨説明 ・同社は、資金繰りが悪く廃棄物処理の見込みが立たないとのこと
H21.08.27	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・東部健福は、現地調査 ・法面、道路部分の表土が流れ瓦礫が現れていた(→造成面の下にがれきが埋められていると推測)
H21.09.04	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・廃り室は、夜間監視で現地調査 ・日金町は、作業なし。作業用の木材や機材類が放置、がれきが山積み ・伊豆山は、前回確認時の崖部分が土砂により埋立。目立った廃棄物の増加は認められず
H21.09.08	18条報告	<ul style="list-style-type: none"> ・東部健福は、[redacted]から9月4日付けの18条報告を受領 <ol style="list-style-type: none"> ① がれきの排出事業者は[redacted] ② 解体工事について、[redacted]に資金提供したのみで工事に関与せず

H21.10.08	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部健福は、現地調査 ・ 台風の影響は見られず、現地状況に変化なし
H21.10.21	18条督促	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部健福は、[] へ18条報告を文書で督促
H21.11.06	打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部健福は熱海市と伊豆山隣接の残土処分場について打合せ ・ 市は、土採取等規制条例で対応できるか検討
H21.11.06	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部健福は伊豆山を現地調査。熱海市同行、[] が立会 ・ がれき置場は、大きな変化はないものの、重機が進入した形跡があり、布団などは撤去されていた ・ 残土処分場に廃棄物は見当たらない。
H21.11.12	18条報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部健福は、[] から10月16日付けの18条報告を受領 ① がれきの排出事業者は[] ② [] は躯体の解体工事を[] から請け負い、がれき等廃棄物の処理は[]
H21.11.12	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃り室と東部健福は、[] を伴い、がれき崩落の危険性判定のため現地調査 ・ [] から目視で崩落のおそれありの意見。詳細は要調査 ・ トランスコンデンサーが放置。PCB漏出のおそれ ・ 伊豆山現場には、新たにがれき類が搬入された模様
H21.11.26	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部健福は、日金町と伊豆山を現地調査 ・ 日金町に大きな変化なし ・ 伊豆山は、道路入口に車止め設置。残土処分場で作業はされておらず
H21.11.27	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ [] は、[]
H21.11.30	報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ [] から廃り室へ生活環境保全上の支障調査の提案 ・ 内容は、コンクリート殻の法面安定検討と周辺環境への影響調査
H21.12.08	18条報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部健福は、[] から18条報告を受領 ① がれきの排出事業者は[] との報告
H21.12.18	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部健福は、伊豆東方沖群発地震の影響を現地調査 ・ 日金町、伊豆山とも前回立入時と変化なし
H21.12.22	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃り室は、現地調査 ・ 現地は、前回確認時と変化なし ・ 伊豆山には、新たな廃棄物を確認
H21.12.22	情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃り室は、熱海警察署と情報交換
H21.12.28	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部健福は、日金町と伊豆山を現地調査 ・ 伊東沖群発地震の影響は見られず
H22.01.05	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部健福は、現地調査 ・ コンパネや鉄パイプが置かれたほか、変化なし
H22.01.05	打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部健福は熱海市と打合せ ① 新たに置かれたコンパネや鉄パイプは[] と思量 ② 市は、がれき撤去について宅造法に基づく指導はできない
H22.01.05	打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃り室は技術管理室へ、がれき類の建り法の対応について相談
H22.01.06	打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃り室と東部健福は打合せ ・ 18条報告では、排出事業者は[] と報告 ・ しかし、排出事業者の特定が必要
H22.01.13	聞取り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部健福は、[] を熱海市役所へ呼び、聴取 ・ 日金町のがれき処理 ① 日金町のがれきは伊豆山へ運び破碎し再生材として利用したいが、費用が捻出できない ② ガラパゴスは[] に頼み、リース待ち ③ がれきはここ数十年は崩れない ④ 費用ができれば廃棄物処理に着手したい。金融機関は融資してくさ

		<p>れないから、[REDACTED]と話しており1月か2月に確定</p> <p>⑤ 伊豆山へは[REDACTED]が自ら運搬</p> <p>⑥ 自分が片付けると言っているのに法律の話は納得できない</p> <p>⑦ 崩落防止のための移動は、[REDACTED]に指示済みであるが、2 ど手間となるため、伊豆山での処理の目途がつけば行いたい</p> <p>⑧ スケルトンバケットで篩っており地中に廃棄物は絶対ない、基礎は すべて引き抜いた</p> <p>・ [REDACTED]との関係</p> <p>① 土地、建物の名義は[REDACTED]だが、買う際に資金提供を受けたため で、実質は当社。借用書はある</p> <p>② 建物解体の[REDACTED]は[REDACTED]が立て替えて負担</p> <p>③ 工事は、[REDACTED]が全部実施</p> <p>・ 東部健福は、撤去計画等の提出を指示</p>
H22.02.04	電 話	<p>・ 東部健福は、[REDACTED]に電話</p> <p>・ トランスのPCB含有検査を行うことを伝えると、了承を得た</p>
H22.02.05	現地調査	<p>・ 東部健福は、トランスのPCB含有検査のため、現地に立入り収去</p> <p>・ [REDACTED]へ収去証を送付</p>